## ~18歳からの「君ならどうする?」~ 若年者のための消費生活サポート情報



第24号 20<u>23. 4. 25</u>

## 高額の謝礼を支払うので、 相談に乗ってほしいと言われた・・・

## 事例

全く知らない人から「妹のことで相談に乗ってほしい」とメールが届いた。返信すると「100万円の謝礼をする」と返答があった。その後、別の会社からも「相手は既に謝礼を振り込んでいる。受け取るか辞退するか選んでほしい」とメールが届いた。不審だがどうしたらよいか。(10代 女性)



©KANAGAWA2013

## 一言アドバイス



- ○相談に乗るだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。簡単にお金がもらえる話をされてもうのみにせず、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。
- ○謝礼金等を受け取るために必要だと「手数料」等の名目で、ポイント購入等を求められることがあります。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。十分注意してください。
- ○サポート情報のバックナンバーはこちらから ~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html



困った時はひとりで悩まず相談しましょう! 北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 📞 050-7505-0999

消費者ホットライン\* 【188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

